

宇 こ 第 1 7 7 7 号  
平成 30 年 (2018 年) 3 月 28 日

各医療機関 様

宇部市長 久保田 后子

乳幼児医療費助成制度について (お知らせ)

春陽の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、本市の健康福祉行政の推進につきましては、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市における乳幼児医療費助成制度につきまして、制度拡充案が 3 月市議会において議決され、裏面のとおり、平成 30 年 8 月診療分から所得制限を撤廃する予定ですので、お知らせいたします。

現在、乳幼児医療費助成制度の受給資格のない未就学児の方については、6 月初旬から申請受付を開始し、受給者証を順次郵送する予定です。医療機関受診時に受給者証の到着が間に合わないことも予想されますので、その間は償還払いで対応いたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、御協力いただきますようよろしく願いいたします。

また、機構改革により、平成 30 年 4 月 1 日から、子どもに係る医療費助成制度の担当課が子育て支援課となりますことを併せてお知らせいたします。

※留意事項

- ・レセプト等の記載についてご不明な点があれば、山口県国民健康保険団体連合会 (電算課 : 083-925-2122) にお問い合わせください。

宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号  
宇部市こども福祉課 家庭福祉係  
(H30.4.1以降 子育て支援課 手当・医療係)  
TEL 0836-34-8332 FAX 0836-22-6051

**福祉医療費(乳幼児・子ども・ひとり親家庭医療費)助成制度一覧表**

(現行制度)

項目		乳幼児医療 (県制度)		子ども医療 (宇部市単独制度)	ひとり親家庭医療 (県制度)	福祉医療費 対象外
対象者		小学校就学前児童		小学校1年生 ～中学校3年生	ひとり親家庭の母または父 及び児童 父母のいない児童	
所得制限		市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円以下の世帯	<b>市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円超過の世帯</b>	市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円以下の世帯	市町村民税所得割 非課税世帯	
受給者証 記号		「72」～「75」	<b>非該当</b>	「26」～「27」	小学校就学前 「82」～「85」 小学生以上 「32」～「35」	
一部負担金	0歳～ 小学校就学前	なし	<b>2割</b>		なし	2割
	小学校1年生 ～ 中学校3年生			通院・入院・薬局 原則医療費の2割	通院 月上限 500円 入院 月上限 1,000円 薬局 なし	3割
	高校1年生～					

(平成30年8月1日以降)

項目		乳幼児医療 (県制度)		子ども医療 (宇部市単独制度)	ひとり親家庭医療 (県制度)	福祉医療費 対象外
対象者		小学校就学前児童		小学校1年生 ～中学校3年生	ひとり親家庭の母または父 及び児童 父母のいない児童	
所得制限		市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円以下の世帯	<b>市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円超過の世帯</b>	市町村民税所得割 (父母の合算額) 136,700円以下の世帯	市町村民税所得割 非課税世帯	
受給者証 記号		「72」～「75」	<b>「76」～「77」</b>	「26」～「27」	小学校就学前 「82」～「85」 小学生以上 「32」～「35」	
一部負担金	0歳～ 小学校就学前	なし	<b>なし</b>		なし	2割
	小学校1年生 ～ 中学校3年生			通院・入院・薬局 原則医療費の2割	通院 月上限 500円 入院 月上限 1,000円 薬局 なし	3割
	高校1年生～					

ひとり親家庭医療	宇部市子ども福祉課 (H30.4～子育て支援課) (0836) 34-8332
乳幼児医療	
子ども医療	